

令和4年11月24日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和4年11月24日（木曜日）

出席議員（13名）

1番	赤坂芳則君	2番	平吹俊雄君
3番	吉田二郎君	4番	山岸三男君
5番	柳田政喜君	6番	伊藤牧世君
7番	藤田洋一君	8番	櫻井功紀君
9番	鈴木惠悦君	10番	前原吉宏君
11番	佐野善弘君	12番	村松秀雄君
13番	鈴木宏通君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐藤俊幸君
健康福祉課長	菊地知代子君
健康福祉課主幹	阿部秀樹君
徴収対策課長	遠藤孝光君
徴収対策課長補佐	三浦徳夫君
税務課長	寒河江克哉君

教育委員会部局

教育総務課長	伊藤博人君
教育総務課主事	青山裕也君
教育次長兼学校教育環境整備室長	佐藤功太郎君
教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査	佐藤敏次君

議会事務局職員出席者

事務局長	今野正祐君
事務局次長兼議事調査係長	齊藤美穂君
主事	佐藤理子君

---

議事日程

令和4年11月24日（木曜日） 午後2時00分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 令和4年7月豪雨災害被災住宅復旧支援事業について
- 2) 債権の放棄について（美里町奨学資金貸付金）
- 3) 税務処理に関する不適正な事務処理について
- 4) 美里町新中学校整備について

第4 そ の 他

第5 閉 会

午後2時00分 開会

○議長（鈴木宏通君） 皆さん大変御苦労さまでございます。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項については、4件でございますのでよろしくお願いたします。

本日の全員協議会、全員出席です。ただいまから会議を始めます。

傍聴の申出がありましたのでこれを許可しております。

なお、説明及び意見を求める事項の2)番、権利の放棄については個人情報の関係もありますので、非公開で行いたいと思いますがこれに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。予定2番目の権利の放棄については非公開で行うことといたします。

また、個人の資料については、そのときに配付いたしますが、案件が終わり次第回収をさせていただきますので御了承いただきたいと思います。特に個人名、個人が特定されるような発言については行わないようお願いいたします。

まず最初に、町長から御挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 今日は大変御苦労さまでございます。議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき厚く御礼を申し上げます。

先日の定例表彰式は議会の皆様全員出席ということで本当に感謝を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

昨日はワールドカップとても久方ぶりで楽しい話題だなとそのように思っております。また本町でもコロナ感染この頃第8波の入り口と言われておりますけれども、大分増えておりますのでそういう意味では、なお皆さんで感染防止対策しっかりして対応していただきたいと思っております。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は令和4年7月豪雨災害被災住宅復旧支援事業について。2点目は債権の放棄について。3点目は税務処理に関する不適正な事務処理について。4点目は美里町新中学校整備についてでございます。

初めに、1点目の令和4年7月豪雨災害被災住宅復旧支援事業について御説明申し上げます。令和4年7月15日から16日にかけて降った大雨により、床上浸水被害を受けた住宅の復旧に要した経費に対し、災害救助法に準じた助成を町が独自に行いたいと考えております。本日は、その制度の概要について御説明申し上げますのでございます。詳細につきましては、後ほど健康福祉課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の債権の放棄について説明申し上げます。美里町奨学資金貸付金に係る債権の放棄を令和4年11月17日に専決処分いたしました。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。

次に、3点目の税務処理に関する不適正な事務処理について御説明申し上げます。税務課において不適正な事務処理が確認されたことから、本日、当該職員に対し懲戒処分を行いました。処分内容につきましては本人を戒告としたところであります。詳細につきましては、後ほど税務課長から御説明申し上げます。

最後に、4点目の美里町新中学校整備について御説明申し上げます。美里町新中学校整備事業において、造成工事業務の軟弱地盤改良工でセメント系固化材に関する変更が生じました。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。また、教育委員会が行っている開校準備委員会では、これまで様々な協議を行ってまいりました。その内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど教育委員会教育総務課学校教育環境整備室長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。それでは、早速説明及び意見を求める事項に移らせていただきます。

1) 番、令和4年7月豪雨災害被災住宅復旧支援事業についてに入ります。それでは総務課長お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

1点目でございます。こちらの説明員を御紹介をさせていただきます。健康福祉課長の菊地でございます。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 菊地です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 健康福祉課主幹の阿部でございます。

○健康福祉課主幹（阿部秀樹君） 阿部です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、説明をいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をお願いいたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） それでは、健康福祉課からは令和4年7月豪雨災害被災住宅復旧支援事業について説明をさせていただきます。資料のほうで御説明をさせていただきます。

事業の概要といたしましては、町独自の事業といたしまして令和4年7月15日から16日にかけて降った大雨によって被害を受けた住宅の復旧に要した経費に対しまして、災害救助法に準

じた助成をするものでございます。助成金の支給対象となる住宅につきましては、資料記載の（１）から（５）のいずれも満たす住宅を対象とすることといたします。

（１）番といたしましては、令和４年７月豪雨の発生日にまでに居宅として使用されていた住宅。

（２）番として、床上浸水の被害を受けた住宅。

（３）番として、半壊以上の罹災証明を受けた住宅。

（４）番として、災害救助法による住宅応急修理制度による救助及び被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援制度の支援金を受けていない住宅。

（５）番として、美里町に所在する住宅といたします。

助成金の支給対象となる経費といたしましては、災害救助法及び被災者生活再建支援法に準ずるものといたしまして、詳細は住宅応急修理制度に該当する経費を対象とするものでございます。

（１）番といたしまして、被災住宅の解体撤去に要した経費。（２）番として、被災住宅の修繕・補修に要した経費。ただし、災害救助法の応急修理の対象とはなっておりません家具、家電製品等の修理や購入に要した経費については、今回の事業でも支給対象としないことといたします。

助成金の支給上限額につきましては、災害救助法による住宅の応急修理の費用限度額と同額の一つの被災住宅につき65万5,000円を支給上限額とするものでございます。

助成金の支給対象者は、支給対象となる経費を負担した者を支給対象者といたします。ただし、被災住宅の所有者以外の方が助成金の支給を希望する場合につきましては、申請するに当たって所有者の同意を要するものといたします。

助成申請の期限につきましては、来年、令和５年11月30日といたします。

今後の予算措置といたしましては、これまでに町が発行しました罹災証明書の実績数から11件の申請が見込まれますことから、65万5,000円の11件分としての720万5,000円を次の11月議会に補正予算として提案し予算措置をしたいと考えてございます。充当財源は一般財源となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

では、ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから御意見等ございましたら。ございませんか。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） いろいろ御配慮大変ありがたいなと思って見ておりました。それでちょ

っと伺いたいのですが、上限額を65万5,000円ということで設定しているのですが、それが掛け  
る11件で補正予算を今回提案されるということなんですけれども、全ての方々がどういう割合  
なんですかね、これ。全部上限ですか。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） お答えいたします。

現在、11件罹災証明書を発行している件数から11件の申請見込件数でございまして、全員の方  
々が上限額65万5,000円を申請したと見込みまして、予算としては最大額の720万5,000円を計  
上したいと考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 全て上限という対象になるかなということ。（「予算だから」の声あ  
り）分かりました。

○議長（鈴木宏通君） そのほか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） すみません、柳田です。よろしく申し上げます。

こちらのほう災害救助法に準じた助成をするということですが、これは要はどのような  
経過で事業をすることになったかという経緯のほうを説明いただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） これまではこのような同趣旨の助成措置はございませんでした。しかし  
ながら、この近年の災害を見るといろいろなことが想定されます。国では災害救助という一くく  
りで地震とかそういうふうな広範囲のものは災害救助で適用になって、そのような形で支援し  
ますけれども、それに漏れた分、今回のように小規模で災害救助にも該当しないようなものも、  
やはりこれからは住民が安心して暮らせるためにどのような形で救おうかなと。また住民から  
もいろんな御意見をいただきました。話合いの中で、やはりこれから大変だと、生活するのが  
大変だというふうな情勢をいろいろと鑑みまして、やはりこれからはこのような支援措置は必  
要なんだろうと。そういうような観点から町として、これから皆さんが、住宅の皆さんが、  
住民の皆さんが安心して暮らせるような体制、十分ではないと思いますが、このような形  
で設定をさせていただきました。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） となりますと、今回はこういう事業という形で単発で行うということ  
ですが、一度こういう例をつくってしまうということは今後のことも考えられると思うん  
ですけれども、今後これはどのようにしていくかということも聞かせていただきたいと思いま

す。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） 今後も今回のような事例、災害救助に適用ならない部分については対応したいなと思っております。例えば、風水害とか大きなハリケーンとかあのような場合も該当してくるのかなと思います。あとは、調べましたらやはり県自体でそのように救おうという、救っているような県もあるようです。全国的に8県ほどあるようです。ですから県にも、このような事例もありますので県でも対応してほしいとそういうふうな要望をさせていただきました。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 県で対応しているところもあるということですがけれども、県と協議しながら進めていくということですがけれども、例えば県のほうももし、県としては今のところ予定ありませんという形であれば町のほうでこれを持続していくための、例えば、条例化だったり必要になってくると思うんですがけれども、それも将来的には考えている、対応する、柔軟に考えながらやっていくということよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） ただいま町長の説明にもございましたが、災害の状況によりましては今後その救助法なり、被災者生活再建支援法に準じた支援ができるような要綱等を定めるように、今、準備を進めたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございませんか。吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） 確認になりますけれども、この被災者生活再建支援制度に該当する11件は、もう何かであったのか、なかったのか。（「全部該当するかどうかということですか」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 令和4年7月の豪雨災害に対しましては、美里町は災害救助法にも該当してございませんし、被災者生活再建支援法の制度のほうにも該当していないというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 支給上限額65万5,000円の決めたっていうか、この65万5,000円を設定した上限のこれ根拠っていうのは何かあるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 災害救助法が適用された場合の住宅応急修理制度の中で、応急修理の半壊以上の被害を受けた方、世帯に対しまして65万5,000円を限度額とするというものになってございますので、今回の町の事業についても同じような考え方にに基づきまして上限額を同額に定めていたものでございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 例えば、民間の保険会社さんからこの保障というかあったときに、それはそれと別としてこれは町の対応として65万5,000円の上限額ということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） そのとおりでございまして、資料にございます3番の支給対象となる経費に対しまして65万5,000円を上限額で助成するというものでございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） そうしますとこれは、しつこいようですけれども、解体修理の場合も金額で、それを今度新築に入ったときでは、これはもう考えられる関係でない、「それは関係ない」の声あり）別問題。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） そのとおりで、新築については対象としておりませんで、あくまでも資料にあります対象経費に対しましての助成とさせていただきたいと考えてございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） そのほかございませんか。鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 2点ほど教えていただきたいと思います。

1点目は、これは被災者の強い要望なりあったのかどうか。それから2点目ですけれども、この11件、笹館が多いのかなと思いますけれども、内訳といいますか、そこを教えていただきたいと思います。（「地域の内訳」の声あり）被災の地区ですか。（「地区名だけでいいですか」の声あり）はい、結構です。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） 最初の質問にお答えをいたします。住民懇談会日程ちょっと忘れちゃったけれども、笹館で行いました。その後、住民の方々からそのような御意見をいただきましたけれども、それらを踏まえて我々町としてどのようにしていいかということ協議してこのような形にさせていただきました。

○議長（鈴木宏通君） 2点目について、健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 11件の内訳でございますが、笹館地区が8件と名鱈1件、鳥谷坂1件、あと学田1件です。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございませんか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） いろいろ説明いただきましたけれども、ほぼ大体は理解できたんですけどもね。この支給上限の65万5,000円の根拠というのは、あくまでも災害救助法及び被災者生活再建支援に準じるものとしてということの、そこから算出した金額ということによろしいんですよね。それで、先ほど町長、町民からの要請で9月30日に住民懇談会開かれているんですね。そのときに町民の方から、防災無線の指示がなかったと指摘されたということも記事に載っていましたが、この災害救助法及びその支援に準じるということの、その根拠としてこの65万5,000円という支給上限を決めたとされたんですけども、なぜ町としては、本町としては70万円とか80万円という考えには至らなかったのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 先ほど来、今回町長のほうから町独自の制度としてスタートすること、そしてそれから今後同じような形で法律で適用ならない小規模のものに対して町としては、県のほうに行いを働きかけながら、そこまでの間、町独自で行っていきたいと思っています。今回が80万円で次が65万円というわけにもいきませんので、取りあえず一つ同じ水準で応援していくということで、国の法律に準じた水準を参考にしたところでございます。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございませんか。副議長。

○12番（村松秀雄君） 3点ほどお尋ねをいたします。

申請期限来年の11月、1年間ですね。11月の議会が出る予定だって。だけど申請期限1年があるという部分で、今まで11件の方が提出されるようだという見込みで補正かけるんですけども、なぜ1年間、これちょっと長いか短いかって分からないので、期限の設定ですね。どういうふうにして決めたのが第1点。

第2点目は、町の条例で災害弔慰金支給条例ありますね。これとの今回の助成金との関係、重複規定等されているのかどうかです。

あと3点目、先ほど課長のほうで柳田議員のその今後もやるのであれば条例も必要じゃないかと、要綱化で要綱の修正でね、対応していきたいと。ただやっぱり今後何があるか分からないって、その風水害の部分ですね。分からないということであれば、やはり条例化に向けての

検討を急がれるべきかなというふうに思うので、その辺はいかがでしょうか。以上3点です。

○議長（鈴木宏通君） まず初めに、助成申請の期限につきましての今の質問について、健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 1点目の申請期限が1年間であることにつきましては、対象となる経費の中に解体・撤去等に要した経費というふうにしてございますので、そちらのほうの対応等の期間が少しかかる世帯もあるのではないかとというふうに考えまして1年間の期限としたところでございます。

2点目の災害弔慰金との重複につきましては、現在ないというものであります。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 3点目につきましては、ただいま御指摘がありましたように条例での制定についてそれを検討し、できるだけ条例でしっかりと定めていきたいとそのように考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 村松副議長。

○12番（村松秀雄君） 分かりました。期限を今から、7月から、7月になって自宅に戻られている方もいるだろうし、仮住まいされている方もいるという状況の中で今後どうするかというその方向性を見いだすためにはちょっと期間がかかるだろうということで、分かりました。

あと、弔慰金の重複はないということなんですが、これは該当しなかったんでしょうか。今回。

○議長（鈴木宏通君） 暫時休憩をいたします。

午後2時27分 休憩

---

午後2時33分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開をいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 時間をいただき申し訳ございません。

災害弔慰金の該当要件としましては、災害によりまして死亡したときに遺族に対して支給するものでございますので、今回の令和4年7月豪雨災害につきましては重複する方はいらっしゃらないということになってございます。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○12番（村松秀雄君） 分かりました。死亡の方はいらっしゃらないという、障害を訴えた方も

いらっしゃらなかったということで理解すればよろしいですね。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） はい。そのとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございますか。藤田議員。

○7番（藤田洋一君） すみません。じゃあ、いろいろそういった方にはお見舞いを申し上げる次第でございますが、今説明いただきました助成金の支給対象者ということで5番目です。この中に文言があるんですが、被災者の所有者以外の者が助成金の支給を希望する場合には、申請するに当たって所有者の同意を要するもの。この中で今回被災された方で何名かいるからこういうことで文言あると思うんです。それと同時に、6番目の期限の、先ほども出ましたけれども1年間置くということは、そういうことも含めての期限ということで理解はしているんですが、何人かそういうことであれば、そういう何人ぐらいいるのかなって。該当者がいるのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 人数までは詳細に把握ということにはなってございませんが、所有をされている方以外、例えば、親御様が所有者でありながらその同居するお子様が解体・撤去等の費用を負担をしたという場合については、その家族内でそういった同意を得ながらご家族様が申請するというところもあるのではないかとということも考えまして、こういったものを入れさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木宏通君） 藤田議員。

○7番（藤田洋一君） 分かりました。そのことだけの対象としての、これは載せたのですか。それとも、例えば借家しているとか、そういう関係かなと私思ったから聞いたんですが、そういうことはないんですか。それとまた違うんですか。そういう人とは。（「借家あるんですか、被災された方で」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 罹災証明を発行された方が借家に住まわれていたということ  
は実際ございます。（「あるのね」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのほか。ないようでしたら次に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、説明員の交代をまずお願いを申し上げます。資料配付のほう、ありましたらばどうか、ありますので配付お願いします。

それでは、2) 番のほうに、債権の放棄について美里町奨学資金貸付金に入りたいと思います。

まず初めに、先ほど、初めに私が2) 債権の放棄についてを権利の放棄と申し上げたそうですので、その部分を訂正させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では続きまして、2) に移ってまいりたいと思います。本日会議の初めに確認したとおり、債権の放棄につきましては非公開で行います。資料につきましては、案件が終わり次第回収させていただきますことを御了承いただきたいと思っております。個人名及び個人が特定されるような発言については行わないようお願いをいたします。もし何かありましたら休憩を申し出てください。

では、総務課長。また、出席者の紹介等お願いを申し上げます。

○総務課長（佐藤俊幸君） 2番目の議題に入ります前に、教育委員会のほうからちょっと急な話なんでございますけれども、今、小中学校幼稚園等でえらいコロナがはやっております、その関係で教育次長のほうから皆様のほうに御説明の時間を頂戴してございますので、ちょっと本題に入ります前にお時間をいただきたいということでございます。

○議長（鈴木宏通君） 皆様に、今の総務課長から御説明ありましたが、コロナ関係の陽性者の推移につきまして教育委員会から説明を申し上げるということですが、よろしいですか。（「はい」の声あり）では、お願いいたします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 皆さん大変お疲れさまでございます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

お手元にグラフ、カラーのグラフと2枚目が発生時の対応ということで、2枚物の資料を基に説明をさせていただきたいと思っております。

グラフでございますけれども、これは令和2年12月に発生して以来の新型コロナウイルス陽性者の推移でございます。幼児、児童、生徒、教職員ということで、それをグラフにしたものでございます。

それでこれを見ていただくと、令和4年に入りましてから第1回目大きい三角の山がございまして、一旦下がったんですけれども6月からまた上昇しまして、10月で一旦ぐうっと下がって落ち着いたかなという感じでおったのですが、10月末から今現在までにかけてもうすごい数の、これまでにないような数で報告がございまして、このグラフを見ていただくと分かるのですが、特徴といたしましては子供の数が多いところがやっぱり増えておるのですが、前

回と違って幼児、あとは中学生、生徒ですね。あと教職員もこれまでにない数が出ているということでございまして、中にはやはり不明というんですかね、感染経路が特定できない、追いつけないものもかなりの数がございまして。あとは、やはりあまり重症化しないところがあるのですが、例えばちょっと喉が痛いという、でも大丈夫かなというところで学校に、幼稚園、小中学校に行くんですけども、その後に遅れてというか、発熱が学校で発熱があって、そしてそこから広がってしまっているというケースも、ちょっとした症状だから出して登校させたと。そういうところから広がっているケースもございまして、これにつきましては保護者に対して、もう症状がある場合は、ちょっとした症状がある場合でも休ませてくださいということで、それは徹底して、くどいようなんですけれども、今周知をさせていただいているというところがございます。

今後、ちょっと終息の気配がないので、出たところに対応していくしかないというところなのですが、今までの感染対策、学校ではしっかりやっけていて、やはり持ち込まなければ広がらないということですので、やはり学校に一旦持ち込まれますと、どうしてもそこから広まってしまうという。感染力は非常に強いような傾向でございまして、まずは持ち込ませないことを徹底する。あと教職員でも結構な数が出ておりますので、教職員も症状に十分注意して、まずは学校に持ち込まない。そういうところを徹底するというので、今、各学校に通知しながら、気を引き締めながら対応を進めているというところがございます。

それで2枚目でございますけれども、これはこれまで感染者、陽性者が発生した場合の対応ということで臨時休業ですね。当初は臨時休業という形でやってきたのですが、現在は状況を見ながら、まずは学級閉鎖。それ以上の広がりがある場合につきましては学年閉鎖。さらに広がりがある場合ということで段階的に、学びを止めないというところもございまして、段階的な対応をしっかりと状況を見ながら対応させていただいているというところがございます。

それで今現在、グレーのところは措置が終わっているところなのですが、現時点で不動堂小学校、あとはこごた幼稚園、ここを今週の金曜日、今週いっぱい閉鎖ということで、不動堂小学校であれば4年2組。あとこごた幼稚園であれば、これは全体に広がりがございますので、今のところ30人を超える人数が感染というところになってございまして、全体を閉鎖しているというようところでございます。

あと本日、今日の昼間にちょっと対応したのですが、ふどうどう幼稚園の4歳児コア組なのですが、ここもちょっと感染の広まりがございまして、学級閉鎖の措置を取らせていただいているというところがございます。ちょっと最近非常に情報が多くて、ちょっと対応について

もしっかりと落ち着いて適切にやっていかなければならないなということで、教育委員会事務局もさらに気を引き締めながら適切な対応を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ということで、報告ということで皆さんよろしいですか。（「はい」の声あり）では、次に移ります。

では、債権の放棄につきまして先ほど総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。総務課長をお願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、2番目の債権の放棄についてでございます。美里町奨学資金貸付金についてでございます。説明につきましては、本日は教育総務課課長の伊藤が出席してございます。

○教育総務課長（伊藤博人君） どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 教育総務課主事の青山でございます。

○教育総務課主事（青山裕也君） どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それから徴収対策課課長の遠藤でございます。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） よろしく申し上げます。

○総務課長（佐藤俊幸君） 徴収対策課課長補佐の三浦でございます。

○徴収対策課長補佐（三浦徳夫君） よろしく申し上げます。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは説明をさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） では、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤博人君） 皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私より債権の放棄について、先ほど配付させていただきました資料を基に項目順に御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、配付した資料につきましては、こちらの債権の放棄の案件が終了後回収させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、資料の項目1番目を御覧ください。

今回の債権内容でございます。債務者は1人で、男性28歳であります。債権額につきましては、債権の種別は令和3年度奨学資金貸付金1件で10万8,000円でございます。

項目の2番目を御覧ください。

こちら債権放棄の理由でございます。債権者は破産法第252条第1項の規定に基づき免責許可

が決定されております。美里町債権管理条例第21条第1項に規定する回収困難債権に該当するものと判断し放棄するものであります。

なお、連帯保証人は債務者の母及び姉でございますが、債務者と同様に破産法第252条第1項の規定に基づき免責許可が決定されている状況でございます。

項目3番目、専決処分理由でございます。こちらにつきましては、美里町債権管理条例第21条第1項ただし書の規定に基づき、町長の専決処分事項の第4項第2号に規定する破産法、その他の法令の規定により債務者が当該債権について、その免責を免れたときに該当しますので、令和4年11月17日に専決処分をいただいております。

項目の4番目、債権放棄の経過でございます。令和3年10月4日に債務者から破綻手続の依頼を受任された弁護士から受任通知が届いております。こちらの受任通知には、11人の債権者に約254万円の債務を負担しており、債務を弁済する債務者の収入及び資産がないため債務超過となり支払不能の状況に陥ったことから、破産手続の申立てを行う旨の記載がございました。

続きまして、令和3年12月10日、仙台地方裁判所において債務者からの破産申立てが受理されております。令和4年2月8日には仙台地方裁判所において同時破産手続開始決定がされており、破産者に破産手続費用を支払うだけの財産がないため、破産手続開始決定が出たのと同時に破産手続を終了させる決定が出されております。令和4年4月13日には、仙台地方裁判所において免責許可決定がなされ、令和4年4月26日の官報に報告され、2週間が経過した時点で免責が確定してございます。本債権額は、破産法に基づき免責許可を受けていることから、美里町債権管理条例第21条第1項に該当すると判断し、先ほどお話ししましたとおり令和4年11月17日に専決処分をいただきました。

また、この案件につきましては、美里町債権管理条例第21条第2項の規定により、これを11月会議におきまして議会に報告する予定であります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見等何かございましたらば、挙手をもって。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 御説明いただいたんですが、何点かお聞きします。

まず奨学資金ですので、何年か前か、高校生かあるいは大学生だと思うんですけども、これいつからいつまでその高校生なのか大学生なのかをちょっと教えていただきたいということです。それで、入学から卒業までですね。

それと、全部で幾らの奨学金を支給されたのか。

それと、返還計画ですね。これはいつから、卒業されて返還ということになると思うんですけども、10年なのか15年なのか、その計画はどういう返還計画だったのか教えてください。

それと、令和4年度以降ですね、これ今回は令和3年度についての債権についての放棄ということなんですけれども、令和4年度以降はどうなるのか。それから、令和3年度以前までの返還金ですね。幾らを返還されたのか、細かい詳しくというふうな質問になりますけれども、よろしく教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也君） では、ただいまの質問に答えさせていただきます。

まず、当債務者につきましては、平成22年4月より高校生の3年間として貸付けをしているところでございます。

貸付けの金額につきましては、高校の3年間貸付けをしております、その総額につきましては61万2,000円の金額となっております。

その後、返済された額につきましては、こちらの貸付金額より今回の債権放棄の額を差し引いた50万4,000円。こちらが既に償還済みというものでございました。

なお、返済計画につきましては、まず高校の3年間を終えていただいた後、美里町の奨学金貸付条例でその後1年間猶予を設けまして、その後から返済が始まるというものでございました。

当債権者につきましては、返済額につきましてはそこまで大きな額はお望みなかったというところでございまして、比較的少額の数千円の範囲にはなるんですけれども、そこから毎月月賦のような形で返済をしていきたいというところでの計画を当初立てていたというところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） ありがとうございます。高校卒業されて苦学されたと思うんですけども、卒業後、仕事に就かれて、毎月あれですか、真面目にといいますか、償還計画に沿って1万円なり5,000円なりというふうに返還されてきた経過はあるのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤博人君） ただいまの御質問にお答えします。

返還につきましては、納期、納期に若干前後があるものの、各年度ごとしっかりとお支払いいただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、以上で2）番の債権の放棄については終了させていただきます。

では、資料の回収をお願いいたします。

では、引き続き会議を続けたいと思います。

3）番の税務処理に関する不適正な事務処理についてに入りたいと思います。

山岸議員ちょっと中座をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、総務課長またよろしくお願ひします。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは3点目、税務処理に関する不適正な事務処理についてでございます。

こちら町長の冒頭の御挨拶のほうでもお話しさせていただきましたが、本日付で職員1人戒告の処分といたしております。本件の詳細につきましては、税務課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） では、説明をお願いいたします。税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） それでは、このたび税務処理に関する不適正な事務処理がありましたので、本日配付させていただいております資料、懲戒処分概要に基づきまして説明させていただきます。

4番の事件概要を御覧いただきたいと思ひます。

税務課在籍の事務職員が、令和元年度分の固定資産税の課税に係る納税義務者からの申出に対して、本事案の調査確認及び納税義務者への説明を怠ったまま、この申出を放置しておりました。この職員は、本事案が発覚する令和4年6月までの間、所属する上司や事案の内容報告を行わず、また、発覚後も上司の早期解決に向けた指示や命令に従わず、納税義務者との電話や文書を通じた連絡調整も行いませんでした。納税義務者への説明責任を怠った行為は、町に対する信用を失墜させるものであり、また、上司の指示や命令に従わない行為は業務命令違反であります。このような不適切な事務を犯した職員の事務怠慢及び事務執行能力不足と管理監督責任があるにもかかわらず、これを見抜くことができなかったことを課長として深く町民及び議員各位におわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後につきましては、以前から町長、副町長等より指示指導を受けておりますこととありますが、当たり前の業務を当たり前に行うため、課内業務の報告、連絡、相談体制を一層整え、課内会議などを通して業務全体の進行管理状況を厳格に行い、不適正な事務が再発しないよう

努めてまいります。

以上、税務処理に対する不適正な事務処理について御説明いたしました。重ねておわび申し上げます。御迷惑をおかけいたしました。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきましたが、皆さんのほうから御意見等ございましたら。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。2点確認させてください。

まず、1点目でございます。相手方があるみたいですが、そちらの方が今回の不手際によって不都合が発生しなかったのか。例えば、税務課ですから追徴課税だったり、その部分の利息分とかということの、相手方に対して何もなかったのかどうか、まず1点。

それとともに、まずはその1点を。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

相手方に対します不都合でございますが、これについては本事案が発覚した後、課長、あと当事者がその納税義務者宅を3回訪問を行いまして、お話しをした上で御理解をいただいた上で、税金は全て納付していただいておりますので不都合は一切おかけしておりません。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 税金支払っていただいたということで、その際に遅れた分で何か不都合が相手側に、余計な負担かけなかったのかということ。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） すみませんでした。今の御説明は延滞金等々の話ですが、そういったものは一切賦課させていただいておりません。そういった金額は生じていないということで承知しております。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 分かりました。

それですね、今回この職員が指示及び命令に従わなかったということなんですけれども、似たような文言つい最近聞いた覚えあるんですね。私そのとき言ったと思うんですけれども、もってのほかの話だと思うんです。上司の方の言うことを聞かないという。世代的にも同じような世代の人が同じようなことをしている、同一人物ではないとは思いますが、これにつきましてちょっと副町長の説明をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） では、副町長お願いします。

○副町長（須田政好君） ただいま御指摘いただきましたとおり、1年もたたずにまた同じような形で職員が上司の指示になかなか従わなかったということがございました。今回につきましては、当事者が相手の方との交渉をかなり遠ざけていたと、遠ざければ遠ざけるほどなかなか連絡しなくなってですね。後々と、そのたびに課長から連絡しろということを厳しく言われていますが、それは今日言われて明日連絡すればすぐ解決するものが1週間、2週間と遅れ、一つ一つの事務に遅れが出てしまったということだと思います。ほかの業務も抱えていながらと言いつつも、その本人の業務の数ある中でどうしても遠ざけてしまったというのが、このような形で指示に、最終的には指示に従うのですが、遅れてしまった原因になったのかなというふうに考えています。それで、課長のほうからもその都度厳しく指導、指示は行っておるわけですが、その指示に対してすぐに対応できなかった職員に対して、町長、副町長のほうからもその都度厳しくは今後監視しながら注意し、そして組織全体としてこのような対応にならないように何らかの形ですぐに対応できる組織をつくっていかねばいけないと考えてございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 今後、そういういろいろと相談乗ってくれと来た方と合う合わないという部分もあるのかもしれないですけども、当然怖い方だったり、激しい方だったりいますから、そういうのがあるかもしれませんけれども、そういうのもやっぱりきちんとクリアしながら、しかもこういうことがこんなに遅れることのない、元年のことですから。苦手な人もいますよ、当然。でもそういうのもきちんと所内でその担当者に任せるだけじゃなく、そういう相談を受けた際に、きちんと課で連携を取りながら、もしくはそういうのにきちんと対応できるようなタイプの方に仕事を移すなり何なりしながら、移すというかその人に手伝ってもらいながらでいいからクリアできる体制、みんな気の強い人ばかりじゃない。私みたいに気弱い人もいますので。そういうこともありますのできちんとした体制、特に上司も部下にきなさいだけじゃなくて一緒に親身になって相談乗りながら解決する体制きちっとつくっていただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。では、そのほかございますか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） すみません。業務内容が分からないんですけども、令和元年の5月から、発覚が令和4年6月。その間というのは、やはり業務上で例えば年度とかでやっていたときに、ほかの方法からはやはり分からない形なのか。例えば、課の中の組織体系がどうなのか分からないんですけども、1人が一つを怠ったままでやはりほかに情報が漏れない、情報と

どうか分からないでこの固定資産税の課税というところでは動いているのか。体制としてはどういう感じだったのか。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） 税務課でのその体制でございますが、今回の当事者職員につきましては、その係の総括という立場にあった人間でございます。課長といたしましては、総括者であるその係の中心たる職員からの報告を受けまして、課の全体をマネジメントするというのが、課長の仕事だと思っております。その係の代表となる総括者からの報告がないものにつきましては、なかなか課長も見抜くことができないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 要点だけすみません。発覚後、上司の指示命令に従わないというところなんですけれども、その指示命令に従わないというところの要因というのは、やはり何ら弁明とか何かあったのかをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） 先ほど柳田議員もおっしゃっていましたが、やはりその相手に話合いを持つという業務に対してあまり得手ではないということが御本人からも出たところでございます。ただ、やはり職員として若い頃からの経験を積み重ねながら役職になっているというものであると思います。そういった中で得手不得手があっても、やはりそういったものも自分の中でクリアできないものについては係内、もしくは課長と相談しながら解決するようにしておるつもりでありましたが、私のほうにもそういった報告がなく、それが見抜くことができなかったということは私も責任を感じております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございますか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 何点かお聞きします。

まず、この職員は税務課ということですが、これは3年間、令和元年から令和4年9月までですか、これずっと税務課だったんでしょうか。その前、その3年間の中でほかの課にいたということはないんですね。

それから、50歳というと幹部的な、年齢からすると職員ですよ。これまでの何ていうんですかね、他の職場にいてこういうことはなかったんでしょうか。

それから、納税関係ですので金銭的な住民に対する迷惑、これはなかったのか。ちょっとお

聞きしたいと思います。

あともう1点、今日全員協議会ということで11月24日、処分年月日が11月24日なんですね。こういう処分する場合はプロセスがあると思うんですけども、課長なりが、副町長、町長なり相談してこれに関する会議等を開いて、処分内容等を決めてですね、それで決裁してということになると思うんですけども、この処分年月日が11月24日で、今日の全協というのはちょっと違和感を覚えたんですが、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） それでは、税務課のほうでお答えできないものについては総務課長のほうから回答させていただきます。

まず、1つ目の3年間同じ仕事だったのかということにつきましては、同じ固定資產業務を担当しておりました。

また、ほかの職場でそういった不適正な業務はなかったのかということにつきましては、税務課長としては承知しておりません。

次に、住民への迷惑ということでございますが、これについてはやはり申出があったことについて3年にわたりまして回答しなかったということにつきましては、大変御迷惑をかけたなと思っております。それが先ほども申し上げましたが、3回にわたりましてその納税義務者の自宅を訪問させていただきまして、一つ一つ話し合いを重ねながら理解を得て納税まで行きついたということでございます。

残り4点目の処分日と全協についても、総務課長のほうから答弁していただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 公表の部分の関係もございまして、処分日、本日付でございますけれども、前回6月もちょっと処分をさせていただいた案件ございました。それで町のほうでは、その懲戒案件については公表するということでございまして、処分日に公表するという。同時に、議会議員の皆様の方にもお知らせをしなくちゃならないこともございますので、公表日と処分日、議会議員の皆様への説明、同日付とさせていただきます。

ちなみに、この本件の処分につきましては、あらかじめ審査会のほうで審査をいたしまして、町長のほうへ答申してございます。その段階で処分日を同一にして全協のほうの説明と公表のほうも本日付で調整させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 先ほど迷惑という、ちょっとお聞きしましたけれども、金銭的なことの発生はないですね。

それともう1点。本人へのその処分の通知はいつなされたのでしょうか。この方への処分の通知。これからでしょうか、それとも今日付でなされたのか。

○議長（鈴木宏通君） まず、初めの件について税務課長お願いします。金銭迷惑かけなかったのか。税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） 先ほども、さきの議員にもお答えしましたが、金銭的な御迷惑は一切おかけしておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは本人に対する処分のほうなんでございますけれども、本日、11月24日午前9時に町長のほうから本人に対して処分書のほうを交付してございます。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございますか。山岸三男議員。

○4番（山岸三男君） 先ほど税務課長さんから、納税者からも理解を得て納税をしていただいたというお話ありましたね。ただ、この3年間の期間、納税義務者の調査確認及び説明を怠ったことなんで、放置していたことになるんですけども、ただ理解してもらったというその間のやり取りというか納税者の方、町に調査を依頼しているにもかかわらずそれをしなかったということ、恐らく結構怒りがあったんじゃないかと思うんですけど、そのプロセスとございますか、そういう内容は御承知されていましたか。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、本案件が発覚したのが今年の6月になるということで、約3年間その方には申出に対する回答をしていなかったということでございます。それにつきましては先ほど来からお話ししておおり、1回目の訪問におきまして私のほうからおわび申し上げたところ、もっと早く来れましたよねというようなお話がありました。その後もその申出に対する放置されたことにつきましては、特段申入れを受けることもなく、2回目、3回目とお話しさせていただいた中で、これまでの部分を納付していただいたという形になっております。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 私らも3年間、要するに滞納したことになってしまいますよね。納税者

の立場からすると。それを結果的にはお話をされて、まとめて3年分を納税してもらったものなのか。何回かに分割して納税してもらったのか。その負担というのは結構、納税者からすれば1年分でも3期とか4期分かれて払うのに、それが3年間まとめたら何十万円になりますよね。金額はよく分からないんですけども、結構納税される方にはいろいろ理解をしてもらったといえどもですね。結果的には納税者の負担をかけたということになりますよね。先ほど柳田委員もおっしゃったように、これってやっぱり課長さんとか上司の方は本人が悩んでいたと思うんですよ、この当事者もね。当事者もそういう、要するに増えてというか、なかなかできなかった部分も、指示命令幾ら報告しろと言ってもできないということは、それなりに悩みがあったんだろうと。できないということだったんだろうと。そこをやっぱり上司であり、あるいは副町長とかね、もっと連携する、相談するというか、そういう進め方をしないと同じような事案は当町では何件か発生していますよね。一応、説明とか連携して対策マニュアルつくって行って、毎回説明されるんですけども、毎回起きるということはその対策とかあまり効果出ていないということにも受け止められると思うんです。意見を言うだけじゃ駄目なんです。実践と行動ですよ。ぜひそれを、町民住民に対して不利益にならないような、職員さんも負担かかっていると思うんですけども、そんなふうにならないようにぜひ進めていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 御意見としていろいろと、今後対応していただければと考えます。そのほかございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、以上をもちまして3)番の税務処理に関する不適正な事務処理については、これで終了いたします。

では、ここで暫時休憩いたします。再開は3時半といたします。

午後3時22分 休憩

---

午後3時30分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開をいたします。

先ほどに引き続きまして、4番目の美里町新中学校整備についてを議題といたします。では、総務課長説明員をよろしくお願ひします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、本日4点目でございます。美里町新中学校整備についてでございます。こちらの説明員を御紹介をさせていただきます。

教育次長兼学校教育環境整備室長、佐藤でございます。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤です、よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査、佐藤でございます。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 同じく、学校教育環境整備室主事の伊藤でございます。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 伊藤です、よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、説明のほうをさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 佐藤次長をお願いします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 皆様大変お疲れさまでございます。このような場を設けていただきまして大変ありがとうございます。

それでは早速ですが、美里町新中学校整備についてということで、大きく2点説明をさせていただきますと思います。

まず初めに、1点目。美里町新中学校整備等事業の変更契約についてです。担当の佐藤のほうより詳細につきまして説明をさせていただきますと思います。

○議長（鈴木宏通君） 佐藤管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） それでは、美里町新中学校整備等事業の変更契約について、担当佐藤より御説明させていただきます。

まず最初に、書類の訂正をお願いいたします。

書類1枚目の上段（1）文章の最後のほうに、増額する変更仮契約を締結したものでありますと書かれておりますが、実際はまだ仮契約を締結しておりませんので、こちら締結するものであります、に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。現在は、変更契約の協議のほうが進んでおりまして、11月28日付で仮契約を結ぶ予定で事業者と調整をしております。

○議長（鈴木宏通君） ちょっと待ってね。皆さんにお諮りします。この部分に関して、よろしいですね。（「はい」の声あり）はい、ではよろしくお願いいたします。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） この件につきまして、大変申し訳ございませんが訂正よろしくお願いいたします。

すみません。もう1点。同じく、内容同じなんですけれども（2）の、これまでの経緯の表の一番下です。こちら変更仮契約を締結したとなっておりますが、するということで変更をお

願いたします。申し訳ございません。

○議長（鈴木宏通君） この件に関してはよろしいですね。（「はい」の声あり）はい、ではそのとおり訂正をするということで。お願いします。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） それでは、改めて説明をさせていただきます。

現在、美里町新中学校整備等事業においては、設計業務と造成業務が実施して進んでいるところでございますが、造成工事業務の軟弱地盤改良工において、年度当初に現場の地中の土を採取いたしまして、セメント系固化剤の添加量の配合試験を行っております。その試験の結果、一部の工区において軟弱地盤改良工に使用するセメント系固化材を一般軟弱土用の材料から高有機質土への仕様の変更をすることになりました。設計された強度を発揮させるために必要であるということ判断にすることに至りました。また、当初使用予定でありました一般軟弱土用のセメント系固化剤の添加量についても、当初設計より約1割の増量が必要となりました。これらのことから、宮城美里PFIパートナーズと協議を行い、当初の契約金額50億9,799万2,881円に3,290万6,500円を増額するものであります。これにより、変更契約後の事業費の総額は51億3,089万9,381円になります。

これまでの経緯については、資料中段にございます（2）の表を御覧ください。

また、必要となったセメント系固化材の変更の数量に関しては、（3）の表に記載してございます。

一般軟弱土用の追加量は約420トンで、新たに追加する高有機質土用の変化量は1,800トンになります。

今後の対応といたしましては、11月28日に変更契約の仮契約を結んだ後に、美里町議会11月会議に変更契約に関する議案を提出させていただきます。

なお、別紙の資料1の1、A3のカラーのものになってございますが、そちらについては添加量の配合試験を行いまして、工区ごとに必要となった平米当たりの添加量、赤枠で記載したものでございます。

当初、実施設計業務で国際航業が試算した配合量は、一般的な軟弱地盤改良工事で使用する添加量の想定される最低限の数量で設計されておまして、平米当たり100キロを設計としておりました。

めくっていただきまして、A4カラー1枚のもの。資料、別紙資料1の2については、令和4年4月から現場の様相航空写真で収めてきたものになります。

現在の写真が右下の写真になってございます。写真の左側、校舎側になるんですけども、そちらの盛土が現在完了しており、地盤の沈下を促進させているというところでございます。今後、年明けの2月頃には沈下が収まるというところを確認し、写真右側、グラウンド側になるんですけども、こちらのほうに次、盛土の工事を進んでいくという予定にしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 引き続きはしないですか。佐藤教育次長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、これ町長の補助執行分ということで、あと後段につきましては教育委員会の部分ということでございまして、よろしければ一つずつやっていただけるとありがたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） では、ただいまの工事の分につきまして今説明をいただきましたけれども、皆さんのほうから質疑等ございましたら。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） お疲れさまでございます。1点確認させていただきます。

昨今、いろんな資材が高騰してございます。今回、この追加になったところに関して、そういう資材の高騰している部分の影響はないと思っておりますか。

○議長（鈴木宏通君） 佐藤係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

今回の資材の高騰については、配慮をせずにですね、今現在で仕入れているものを、現在と異なりますか、試験をした当初のそのときのもので変更の対象としておりますので、物価スライド条項、そういったものに関連する変更ではございません。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほかございますか。赤坂芳則議員。

○1番（赤坂芳則君） どうも御苦労さまでございます。何点か聞きたいことがあるんですが、私時間取るわけにいきませんので、もし不足した分は12月の一般質問でいろいろ。取りあえず現時点で確認したいということが、一つは（3）の変更内容なんですが、高有機質土用の、言ってみればセメント系固化材仕様ということなんですが、これは当初にはなかったんですよね。だから、これはこの中身、ここのちょっと中身一つ聞きたいということです。

それから、（「一つずつにします」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） すみません、この部分に関して。佐藤係長お願いします。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） では、御質問にお答えいたし

ます。

今回、新たに変更として高有機質土用のセメント系固化材を使用させていただくことになるんですけども、こちらにつきましては、造成工事始まる時に土質の調査をさせていただきました。そのときに、土質試験を行った結果、新たにこの高有機質土用という材料を使わないと設計どおりの基盤の強度が発揮できないというところから、こちらの材料を使わせていただきたいという変更をさせていただいております。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 最初に工事が入る前にね、これいろいろ今まで、多分その調査した結果これらを使えばということで始まっていると思うんですよ。だから、そういうことが次から次と追加、追加ということでどんどん予算膨れ上がる。まだ建物の段階に行っていないわけですよ。今、土の下に一生懸命お金をかけているわけだ。だから、これが前回の議会的时候に、たしか私の記憶だと1,100万円かぐらいの提案をされていたと思うんです。幾らも日数たっていないと思うんですが、それが3,200万円になっているっていうこともあるので、こういうのがどんどん次から次へと重なっていくということが心配されるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） では、質問にお答えいたします。

今回の軟弱地盤改良工においての変更につきましてはですが、事業者と様々な協議をさせていただいておりますので、事業者のほうとは今後その地盤改良工においては変更の増はないというところで現在、協議をしているところでございますので、今後地盤改良工で変更が増えるということは想定しておりません。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） これですね。例えばいろんな道路工事している、うちのところも県道もそうなんですけれども、3年か5年ぐらい道路固めて沈下状況を見ているわけですよ。それ来年から工事に入れるかっていうのだったら、これどんなもんでしょうね。そしてもともとこの場所を選んだことが私はあまり適切ではなかったと思っているのね。そういうことでこの地盤改良をするのも全面積をやらなきゃいけないのか。それとも建物を建てる箇所に集中すべきなのか。その辺の考えはどうなっているんですかね。例えばグラウンドなんかにはそんなにかける必要ないかと思うのね。やっぱり建物のところが一番大事なところなんで。その辺はどういうふうに、この改良をどんなふうに考えているんですか。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） では、質問にお答えいたします。

今回の地盤改良工につきましては、敷地の周りを地盤を改良するというもので使用させていただいております。建物に関しては、くい工事で支持地盤までくいを持たせることによって、建物沈下等を防ぐ目的でやっております。今回の盛土に関しましては、学校敷地の敷地全体の沈下を開校後に沈下、下がることのないようにするための改良工事をさせていただいております。

○議長（鈴木宏通君） そのほか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） まずは、初めにセメント系固化材というところの一般軟弱土用いうところを、まずは最初に計算されていますよね。その時点で、なぜ当初から考えられないことだったのか。把握できていなかったのか、まずは一つお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） では、質問にお答えいたします。

当初、実施設計をさせていただいたときには、こちらは最小限の部分でセメント量、セメントの材料というのを設計させていただきました。過大なものを設計するわけにはいきませんので、こちら国際航業のほうで今までの……（「どこ説明しているか分からないからさ、図面見せて示して」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） では、今地盤改良計画図がありますよね。議員が示しているのはこの部分で、この説明も。（不規則発言あり）そこを今説明を。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） 申し訳ありませんでした。では、図面のほうを説明していきながら回答させていただきます。

今回、軟弱地盤改良工セメントの添加量が増える見込みとなった箇所についてですが、図面で敷地の配置図ございまして、そちらの敷地の周り、赤い細い線で網掛けさせてもらっているところございまして、こちらが軟弱地盤改良工行う範囲でございます。この範囲の中で、1立米当たり添加するセメント系固化材の量というのを土質試験を行って決めております。赤で、例えば左上の北側①ですと添加量113キロとなっておりますが、ここがもともと国際航業で実施設計を行ったときには100キロを想定していたところが、113キロとなっております。

右の隣側、北側②というところが100キロを想定していたところが142キロを使うというふう

な形でなっております。

この部分、最初から想定できたのではないかというような御質問内容だと思いますが、これは実施設計を行う際には、こちらの土質試験というのは通常行わないということになっていきます。一般の道路工事などでも実際工事が始まってその土質を採取して、土質試験を行って添加量を確定させるというのが一般的でございますので、今回も同じように造成工事が始まってから土質をサンプリング取りまして配合試験をさせていただいたということで、実施設計のときはこれまでの事例といいますか、実施の部分で最低100キロが必要であろうというところを設計で見込んでいたということになります。

○議長（鈴木宏通君） あと、今ちょっとごめんね。今、図面のほうも、今説明ありましたがけれども、例えば今の追加量というのは説明をいただきました。そのほかの部分の言葉がありますよね。例えば、ここの強度とかそこら辺は専門的な言葉でしょうけれども、ここの部分についてもちょっと説明を加えていただいて、そうしないとなかなか理解難しいかなど。例えば、改良幅もどこからどこまで、この赤のところだけが幅なのか。それとも、ここの下の部分の深度、または延長ありますよね。延長というのはどこの延長なのか。そこら辺の基準点とかそういう部分も含めて説明を最初にまずしていただいて、また質疑を受けたいと思います。よろしくお願いします。管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） 大変申し訳ございませんでした。

こちら地盤改良計画図の、ちょっと説明が足りなかったことについて補足させていただきます。例として、左上北側①の部分で説明させていただきますが、こちら黒で書かれた部分は実施設計で必要だと設定している部分になりまして、北側①（宅地）となっておりますが、こちら宅地というのは建物が建つ部分ですので、宅地として強度がどれぐらい必要かというところを計算の基準をさせていただきます。

その下の改良強度59キロニュートンパー平米となっておりますが、これがこのぐらいの強度を発揮させると地盤改良として強度を発揮できるというところまで設計をしております。改良幅につきましては、こちらはこの北側①で言うと縦の部分の幅になります。こちらが改良する幅で、改良深度というのはその11.5メートルとなっておりますが、11.5メートルの深さまで土を改良すると、セメントを混ぜて改良するという深さになっております。

改良延長につきましては、この北側①の両脇に細い線で範囲を、工区を区切らせてもらっていますが、この工区の延長ということになります。

追加でまた説明させていただきますと、そのまま右のほうに行って一番右端北側⑥となっておりますが、こちら（調整池）となっております。こちら調整池すぐ図面の下のほうに調整池を計画しております、こちらはまた宅地と違いますので、建物を建てる場所とか人が出入りする、頻繁に出入りするという場所ではございませんので、こちらは調整池というところで改良強度が北側⑥だと28キロニュートン、力が出れば地盤改良がもつというような想定で設計をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。では、質疑を再度受け付けます。（「すみません」の声あり）もう1回。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） 申し訳ありません。もう一つつけ加えさせていただきますと、今回、一般軟弱土用ということで全て4周計画していたのですが、高有機質土用を使わなければならなくなった部分について御説明させていただきます。

高有機質土用のセメント系固化材を使用する部分は、図面の左側、西側①、西側②、西側③、こちらの3工区で高有機質土用のセメント系固化剤を使用させていただくということに計画しております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） では、再度、伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） それでは、次に、先ほど柳田議員の話の中でもありましたが、高有機質土用こちらのほう造成工事が始まる時に調査を行うとお話をされたと思います。4月に造成工事が始まっているというところで、9月に配合試験というところなんですけれども、その間の経緯というかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） それでは御説明させていただきます。

今回の新中学校整備等事業につきましては、契約期間が令和4年4月1日からとなっております。4月1日からすぐに造成工事を開始したというわけではなくて、4月から造成工事に向けた準備工業者さんが入りまして、例えば、敷地の周りにフェンスを囲いですとか、あとは様々な調査、土のすき取り等々入りながら造成工事が始まったということになっております。その中で、準備工が終わった後、6月に土質の採取をしまして、その後セメント系固化剤を混ぜながら強度を発揮させる試験を行っております。このときに、先ほど説明させていただきました、西側①、②、③、この部分が一般軟弱土用のセメント系固化剤を使用したんですが、設計どおりの強度が出なかったということで、再度、強度が発揮するための使用材料というのを再試験

させていただきます、こちらの高有機質土用というもので配合試験を行って強度が出たというところになっております。こちらが9月ですね、仕様変更が必要だということが出てきましたので、そこから設計変更の協議を始めさせていただいたという流れになっております。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございますか。吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） その西側3ブロックの高有機質の今の説明ですと使用されるというんですけれども、その高有機質じゃなくて今まで使っていた一般の固化材というかそのやつを量を多くしてその工法というのは駄目なんですか。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） それでは、説明させていただきます。

当初、一般軟弱土用のセメント系固化材を使って強度が出るかという試験をさせていただいたんですが、こちらは高有機質土用というのが実際には腐葉土ですとか、有機物、ヘドロのようなものに主に使われる材料なんですけれども、一般軟弱土用のを使って設計どおりの強化が出なかったという。幾ら使っても強度が出なかったということで高有機質土用のセメント系固化材に仕様変更したということでございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） そうしますと、この3ブロックは全然一般のやつを使わないで、その高有機質土用というやつをやって地盤改良するということですね。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございますか。佐野議員。

○11番（佐野善弘君） 御苦労さんでございます。

変更契約金額が3,290万円というふうな、今日のほら、増額というようなことなんですけれども、全体の金額なんでしょうから、この50億円、51億円。この造成工事の、前にも資料もらっていると思うんですけれども、幾らの金額が造成工事分でこの増額なんでしょうから、造成工事で幾らで、この3,290万円が増額になったのか。元の金額を教えてくださいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） それでは御説明させていただきます。

今回変更させていただきます造成工事業務の当初の金額は、税込みでよろしいですかね、5億2,800万円となっております。

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） そうすると結構なパーセント、6%ぐらいですかの金額の増加という。これがほかのほうにもならないように、その辺これは後で土質というか、調査してからというふうなことなんですけれども、いろいろなこの情勢、価格高騰ありますから、その辺非常に心配な面がありますので、やはりこの辺については慎重に今後進めていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 今、佐野議員おっしゃられるように非常に不透明で心配なところであるというふうに感じているところでございます。それで、今回の変更につきましては、その物価上昇とかそういう部分は見込まずに内容の変更、増えた分の変更ということで、現時点の物価に置き換えてではなくて、その設計時点の物価というんですか、その内容で変更というようなところで物価の部分は見ていないというようなところでございます。ただ今後、幾ら大体物価が上がるんだ、最終的にはどうなるんだというところが十分に見通せていないところがありまして、12月にまずPFIパートナーズとその内容について1回協議を持つというようなところになっているところでございます。それで、例えば、今ですと1.4倍とか、1.5倍だというようなお話も出ているところがございますので、これは誰も想定できなかった部分というところだと思います。その内容をまず12月に、まず第1回目の協議をさせていただいて、その状況を見ながら必要な調査、あとはいろんな支援というんですか、補助の部分そういうところもしっかりと対応してまいる必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

教育委員会といたしましては、令和7年4月の開校ということで、今町長部局で室のほうで鋭意努力をしているところでございますが、一つ一つ不安な要素につきましては、その時点で今後御説明させていただきながら丁寧に対応させていただきたいというところと、あとコストにつきましては十分配慮しながら、今実施設計を行っておりますが、コスト削減できるところは削減しながらしっかりと削りながら、必要なところはしっかりとやりながら、そういうふうなところで内容をしっかり見ながら、精査をしながら、あとは説明をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございますか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 今の地盤改良図を見ていましたんですけれども、一連の説明は一応理解はできましたけれど、ただ、ちょっとだけお尋ねしたいことがあります。8月26日付の外構計画変更事項、基本設計完了時プランという資料を私どもももらっているんですけれども、この図面と今のこの改良計画図見ると、プールの位置だとか、校庭のトラックの位置だとかちょっと変わっているんですけれども、それはどの時点で最終的な設計図というか計画になるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） では、質問にお答えいたします。

今回、お示しさせていただきました地盤改良計画図、こちらですが当初、国際航業のほうで実施設計をしていただいたときの図面になります。それに今回、PFIパートナーズさんのほうで試験を行ったところに追記させていただいた形で表記させていただいております。なので、こちら下になっている図面に関しては、当初、実施設計を行ったときの図面というものになりまして、そちらに赤枠で追記させていただいた図面になりますので、こちら建物の配置ですとか、そういったものに関しては、その後の今基本設計終わって実施設計というふうに反映させていっているものでございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） そうすると、もう既に町民住民の皆さん美里町広報だとかにパース絵だとか、絵コンテみたいなのは発表になってはいますが、そうすると最終的に完成する図面はあれだとまた変わってくるということではよろしいのですか。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） 御説明させていただきます。

広報ですとかホームページに公開させていただいております図面、パースなどについては、基本設計がまとまりましたということでお示しさせていただいております。今現在、実施設計を行っておりますので、外観が全く違うとか、配置が全く違うなどということではないんですけれども、実施設計詳細を詰めていく中で多少の変更というのが出てくるかと思いますが、そちらは実施設計が完了した時点でまたお示しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 何点か教えてください。まず、これまでの経緯ということで令和4年6

月に土質調査を実施とありますけれども、これが初めての土質調査ではないと思うんですよね。やはりその盛土する場合は事前にボーリング土質調査をした上で、どういった土を、あるいは高さをどうするかということになると思うんですが、その時点で要するに盛土する前、最初のその計画する時点でその土質、先ほどの話ですとこの高有機質土用という話でヘドロに対応するようなというような話ですと、かなり悪いようなイメージなんですけれども、その辺はこの6月以前のボーリング土質調査、何回かやっていると思うんですけれど、その辺で分からなかったんですか。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） それでは、御質問にお答えいたします。

これまでPFI事業者のほうと契約する前に実施設計、基本設計、調査様々しておりますが、その際に行っておりますボーリング調査、ボーリング調査というのはあくまで支持地盤までの土質というか地層の調査ということになります。今回させていただきました土質調査というのは、そのボーリング調査を基に地盤改良工事をする上で、その地盤改良に必要な改良の強度を発生させるためにどのくらいのセメント系固化剤を添加したらよいかという調査になっておりますので、今回そのボーリング調査と、今回行わせていただきました配合試験というのは別の調査ということになります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 別の調査ということなんですけれども、これから施工する、要するにこの材料を変更して工事を変更してやるということなんですけれども、この施工方法ですね、盛土を盛っているんですよね。そして今、沈下という期間に入っているんですよね、このいわゆる西側①、②、③ですか。そうした場合、その地盤の悪いところというのはその盛土の下の部分と思うんですけれども、これ1回剥いでまた改良する、スタビライザーだか何かで混ぜるとかそういうことになるんですか。どういう方法でこれ地盤改良、具体的にやるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） それでは、御説明させていただきます。

先ほど御質問あった高有機質土用のセメント系固化材を使用するという工区につきましては、現在、地盤改良の工事のほうは進んでおりまして、そこ終わった後の盛土工事を今進めて完了

したということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 工事の、例えばその改良の工事の大まかな工法についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） 工法ですとか、改良幅、改良深度については変更ございません。あくまでも添加剤の変更、添加量の変更ということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） ちょっと理解できないんですけども、添加量、添加剤の変更であれば、これから添加、その変更したものを混ぜるんですね、土に。ではないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 管理係長。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） 御説明いたします。

これから混ぜるものではなくて、もう既に工事が進んでいるものということでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） ということは、もう説明なくてもやっているということなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 休憩をいたします。

午後4時09分 休憩

---

午後4時13分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開をいたします。

先ほどの答弁をお願いします。教育次長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） すみません、お時間いただきまして大変ありがとうございます。

まず、ちょっと説明をさせていただきたいのですが、まず今回の改良工事につきましては、外周に壁を造るっていうんですかね。外周にセメント系の固化剤を混ぜまして、強度を上げてある程度の深さまで上げて、それは盛土したときに側方移動を防ぐという、横に変異するものを防ぐということで、周りをぐるっと壁で囲むと。そしてそこに盛土をしまして圧密をかけて水分を抜いてやる。そして、ちゃんとした基盤を造っていくという。これは駅東でもそうなんですけれども、ただ駅東の場合は周りを囲ってはいないのですが、そのまま盛っているというようなところございまして、今回学校という施設ということもございまして、しっかりとやっぱり周りに影響を与えないよう、あとはしっかりと対応ができるような形ということ

でこういう改良工を入れているというところでございまして、今回西側の部分がやはり試験やった結果軟弱であるということで、必要な強度を出すために西側を、西側の面全てですけれども高有機質土用で、専用のやつですね、セメントで強度を造っているということで、工法につきましてはマシンで上から攪拌するっていうんですか、セメントをまず置きまして、それをドリルみたいなものでずうっと埋めてやるというかですね、形でその層を改良してやるということでございまして、全体的にそういう工事を行っているということでございます。

それで、もう着手しているのかというようなお話だったと思うのですが、これまでずっと6月に土質調査を行わせていただいて、そしてその後、調整を、試験結果の報告を受けて調整を行って、やはりこれは所定の強度を満たさないで続けるわけにはいきませんので、工事をやる上で当然必要だというようなところで協議をさせていただきまして、その協議に基づいて施工の工程ございますので、事前というか先行して着手をさせていただいているというようなところでございます。

それで、この方法につきましては、一般的な工事ですね、そういう部分でもまずはしっかりと協議文書を取り交わしながら進めて、精算による変更という形も行っているところでございまして、今回もうただやらせているわけではなくて、まずその内容をよく見て、そして必要であると、工程上もいついつやる必要があるというようなところもございまして、その協議に基づいて進めさせていただいているというようなところで、その際に、本来であれば事前に説明をすべき案件ではないかなというところも当然あるのですが、工程に合わせて進めさせていただいて、その内容を今回御説明をさせていただいて、議決を賜りたいというようなところで考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏通君）　ただいま契約に関しての部分で、一応今回11月会議上程されるわけですよ。（「議案としてね」の声あり）議案として。多少皆さん同じ思いだと思いますけれども、議会を多少軽視している傾向にあるかと思うんですが、これに関してどのように思われますか。今回もこのように工事、町のほうでは必要なことでしょうけれども、説明とかそういう部分にはもっと早い段階でできたのではないかということは、皆さん同じ思いだと思うんですが、この点に関して。そのように私たちは捉えてしまいますけれども。（「もう少し早めに説明できなかったのかということ」の声あり）本会議でどのような判断をされるか議員の皆さん個々だと思いますけれども、とにかく、そういう部分は多少あるかと思うので。では、教育次長お願いします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君）　ただいまのお話、もっともなお話という

ふうに感じてございます。こういう変更が生じた際に、発生する前に、何ですか、着手する前に当然これは御説明をさせていただいて着手するというようなところが基本的なところとして必要であったというふうに思っているところでございます。

それで、議会軽視と言われればそうであるというふうに思いますが、いろいろ調整する中でちょっとその内容の調整に時間を要したというようなところもございまして、事務局のほうでの作業がちょっと遅れて、工事もストップさせるというか、このことによってストップしてというところになってしまうと、工程にも大きく影響するというようなところもございまして、大変こちらの勝手な対応だったものでございますけれども、まずその試験結果に基づいてその必要な対応を進めていくというようなところで説明をさせていただいて、その間に変更内容の協議を進めさせていただいたというようなところもございまして、当然、これ言い訳にしかならないところではあるのですが、事務局の不手際というか、その調整に時間を手間取ってしましまして、変更の内容を御説明すると金額を申し上げて変更の議決をいただくというようなところで、順番として本当に逆になってしまったというところで、大変担当の室長としまして私の不手際というか、そういうところでございます。ちょっといろいろ言っても言い訳になってしまいますので、現状といたしましてはそういう状況で進めさせていただいたというようなところでございます。

説明になっておりませんが、以上でございます。大変申し訳ございません。

○議長（鈴木宏通君） 私たち議会としても50億円という金額の観点からも言って、今後どのように今工事の経費が増額されていくか分からない点も様々今指摘されます。それで、皆さん町民の方々からいろいろとそういうところで大変皆さんにも、議員各位にも指摘される疑問符を打たれるところも私たちも受けます。その中で、私たちにはぜひこういうことはなきよう、説明をいただきながら、私たちも3月の議会においても新中学校はこれから執行部と共に一緒に造りましょうという中で決めてきたことですので、ぜひその点は私たちにとってもいろいろ説明を受けたい、いろいろ聞きたいということもいろいろありますので、その点変更等ありましたらば、随時、即刻報告等いただけるよう私のほうから申し上げますのでよろしく願いいたします。町長。

○町長（相澤清一君） 今、鈴木議長からそのようなお叱りの言葉もいただきました。本来であれば本当に先々、前々に、こういういろんなことを説明しなきゃいけないと思っております。今回は事務局の不手際ということもございましたけれども、我々も気づかなかった点もございまして、できるだけ大きく変わる、普通に動いている部分はいいんですけれども、変わった変更

あったときには必ず議会の皆様にしっかりと説明をして、理解をいただきながら前に進めたいと思っております。議長と日程の都合上合わないところもございますけれども、できるだけ合わせながら議会でもその辺はしっかりと連携を保って進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木宏通君） 今後ともいろいろその調整は進め、取りながらいろいろと今後、新中学校の建設等についていろいろ私たちも関わってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、この件に関しまして11月会議もごございますし、あとはもし足りなければ12月の会議にて一般質問等で質疑等いただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、1番目の整備等の事業の変更契約については以上とさせていただきます。

続きまして、2番のほうの新中学校の準備委員会につきまして、開校準備委員会についての説明をお願いを申し上げます。教育次長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 大変お時間を取らせまして大変申し訳ございません。

続きまして、美里町新中学校開校準備委員会の現在のそれぞれの会の状況を御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。担当の伊藤のほうから説明をさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事お願いいたします。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） それでは、美里町新中学校開校準備委員会について、担当伊藤より説明をさせていただきます。配付させていただいた資料に基づいて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

美里町新中学校開校準備委員会では、3つの検討部会と、あとは検討部会の該当者で構成する代表者会で美里町新中学校開校準備委員会設置要綱で定める検討事項について協議を進めておりますので、その会議ごとの状況を説明させていただきます。

まず、代表者会の開催状況から説明させていただきます。

代表者会は、これまで5回の会議を開催しております。大きく2つの項目の協議を行っておりまして、1つは新中学校の施設設計を進めるに当たっての意見交換を行っておりまして、2つ目が新中学校の校名の選定というところを行っているところでございます。

新中学校の施設設計については、第2回から第4回の3回の会議で協議を行いまして、施設設計に当たっての要望等の聞き取りを行っております。

新中学校の校名の選定に当たっては、第3回目の会議から選定に当たってどのような方法で選定を行うかというところを協議を行いまして、協議の結果、公募を実施しまして、その結果を基に協議を行って選定するという事となっております。

それで、資料のほう公募結果のほうを別紙の2というところで配付させていただきましたので御覧いただければと思います。

別紙の2の資料のほうに記載をさせていただいているんですけども、76種類、113件の公募がございまして、漢字表記の美里が19件で最も多い結果となりまして、次いでみさと、ひらがな表記のみさとが8件という結果となっております。

この公募の結果を踏まえまして、第5回目の会議で協議を行いまして、その中の協議の中では美里町唯一の中学校になるということや、美里町の中学校であることが分かるように町名が入ったものがよいというような意見がございまして、その協議を行った後に委員による投票を行いまして、漢字表記の美里が選定されているという状況となっております。

選定された校名については、教育委員会定例会のほうで報告をさせていただいている状況となっております。

次に、総務検討部会の部分について説明をさせていただきます。

総務検討部会は、これまで8回の会議を開催しておりまして、新中学校の学校の指定用品についての協議を進めてきました。第2回の会議の会議から具体的な協議を進めてきておりますが、協議に当たっての参考とするために保護者と児童、それから中学校の教員に対して新中学校の服装についてのアンケート調査を実施いたしました。その結果が別紙のほうの資料になるんですけども、別紙3-1というところの資料となっております。

設問、こちらのアンケートで伺った内容としては4つの項目がございまして、1つが新中学校の服装はどのようなものがよいかというところで、項目としては制服と、あとは私服と、あとどちらを着用してもよいというところの項目がございまして、結果としては制服がよいという結果が一番多い結果となっております。

別紙3-1の2枚目になるんですけども、その次の設問として、新しい制服の導入時期についてということで設問を設けまして、項目としては来年の4月からと、あとは新中学校開校年度の令和7年4月から、あとはいつでもよいといったところがありまして、児童についてはいつでもよいという結果が一番多かったんですが、保護者については来年度の4月からというところの回答が一番多い結果となっております。教員については、令和7年4月開校時の4月からよいという結果が一番多い結果となりました。

そして、その資料の3ページ目になるんですけれども、制服のタイプについてという設問で、こちら制服の仕様の部分ですね、いろいろ種類がございまして、ブレザーとスーツと、それから詰襟とセーラーという項目がございまして、どのようなデザインがいいかというところの設問を設けさせていただいております。結果としては、児童、保護者、教員どの部分についてもブレザーがよいというような結果となっております。

別紙3-1最後のほうになるんですけれども、こちらは制服に求める特に必要な機能性についてというところで、こちら複数回答可能な項目にしまして、制服にどのような機能があればよいというところを聞いたところ、確認をさせていただいたところとなります。

その後、再度、新中学校制服に関するアンケートというところで実施させていただいたのが、別紙3-2というところの資料になりますので御覧いただければと思います。

こちらについては、先ほどのアンケートの結果、保護者のほうの回答で一番多かったのが、新中学校の制服は来年の4月から導入したほうがよいということで、検討部会の中で協議して来年の4月から導入するということになりましたので、新しい制服を選定するための内容の部分を確認するため実施させていただいたアンケートになります。

一つ目が新しい制服のジャケットの色についてという項目になりまして、こちらちょっと色いろいろ6種類ほど用意しまして、その中からどれがよいかという項目で確認をさせていただいた結果となっております。

それから、別紙3-2の2枚目、3枚目については制服のタイプについてです。先ほどの別紙3-1ではブレザーが一番多いということになっていたんですけれども、スーツタイプもある程度の数がありましたので、どちらがよいかというところを確認させていただいたところとなっております。

この資料の最後のほうは制服の導入に当たって既製品、こちらユニクロの制服というところで、こちら全国のほうでユニクロ製品を制服としているという事例がございまして、その部分も制服を検討するに当たって確認したほうがよいということになりましたので、それぞれ保護者、児童、教員に対してユニクロ制服かどうかというところを確認させていただいた結果となっております。

こちらのアンケートのほうを参考にしまして総務検討部会のほうで検討した結果、新中学校の制服については、オーダー製のものとするということと、あとは来年の4月から導入するということになりまして、ユニクロの制服については中学生の体格では既製品のサイズに対応できないというところがあるというところや、あとは耐久性の部分でちょっと生地が厚いとい

ったような口コミみたいなものがありましたので、その結果がオーダー製の制服を導入することとなりまして協議を進めてまいりました。

また、運動着やかばん、あとは運動靴などの学校指定用品について、既存の中学校で中総体に参加する際に、学校ごとの識別ができなくなるといったところがありましたので、制服と時期は合わせず新中学校開校年度の令和7年4月から新しいものを導入するということとなっております。

それで、次に別紙3-3を御覧いただければと思います。

こちらについては、総務検討部会の第4回の会議で制服の選定を行ったときに、制服の事業者3社から2デザインずつで計6デザインの提案を受けまして、そのうちの3デザインを検討部会内で協議を行って選定した結果となっております。

この3つの制服候補について、児童、保護者、教員に対してアンケートを実施しまして、第5回の会議でその結果を基に新中学校の制服を選定しております。

選定結果については、別紙3-4を御覧いただければと思います。

こちらの3-4のほうに示した制服が新中学校の制服ということで選定をさせていただいたものとなっております。

その後の第6回から第8回の会議では、こちらの決まった制服のボタンなどのデザインについて協議を行いまして、資料のほうに示しているようなデザインということとなっております。

次に、PTA・通学の検討部会の関係で御説明させていただきます。

こちらの本会議では、これまで4回の会議を開催させていただきまして、新中学校の通学方法について協議を進めてまいりました。第2回の会議では、通学方法について国などで示されている資料などを基に意見交換を行いまして、その後、第3回の会議で通学手段について協議を行った結果、通学手段については徒歩、自転車、スクールバス、それから電車とすることとしまして、その条件を設定いたしました。

こちらについては別紙4-1を御覧いただければと思います。A3のカラーのものとなっております。

まず、それぞれの条件を御確認いただければと思うんですけれども、徒歩、自転車通学の範囲については、こちらの資料の示している色塗りがされていないところで、条件としては不動堂小学校区と通学距離がおおむね4キロメートル以内の生徒ということで設定をさせていただいております。

次に、スクールバスの部分については、南郷中学校区と、中埴小学校区。それから通学距離

がおおむね4キロメートルを超える生徒と設定をさせていただきました。それから、電車通学の部分の条件としては、最寄り駅まで2キロメートル程度の生徒としまして、資料のほうではオレンジ色で色分けをした部分になっておりまして、北浦の部分、それから田尻駅が中卒の一部の地区でも一応2キロ以内で行けるということがありましたので、中卒のほうは希望者は電車を利用してよいのではないかとということで設定をさせていただいたところでございます。この設定した内容について、小学校の保護者に対して意見等調査を実施させていただきまして、その結果が別紙4-2のほうの資料となっております。

こちらについては様々なたくさんの御意見をいただいておりますので、後ほど御確認いただければと思うんですけども、こちらのいただいた御意見等を基に第4回目の会議でスクールバスの部分のルートについて意見交換を実施させていただいております。

それで、別紙4-3のほうにA4のカラーでホチキス止めでお配りしているものが、現段階でのスクールバスのルートの案ということとなっております、先ほどの保護者の意見等調査の中でも御意見あるんですけども、北浦地区の保護者の方からは、電車ではなくスクールバスがよいという意見が多くございましたので、北浦地区についてもバスのルートを設定させていただいております、全部で12コース設定をさせていただいたところでございます。

こちらの部分の案をベースに次回以降の会議でスクールバスのバス停ごとの乗車人数であったりとか、あとは徒歩、自転車の通学の際の危険な部分であったりとかというところを確認を行っていくこととしております。

最後にですが、学校運営・教育課程検討部会の部分の開催状況についてです。

学校運営・教育課程検討部会のほうでは、これまで4回の会議を行っておりまして、新中学校の教育目標、教育課程、あとは部活動についてというところを協議を行ってまいりました。

それで、別紙5のほうに、こちらは新中学校の部活動についてというところで、保護者と児童に対してアンケート調査を実施させていただいて、その結果の資料となりますので御確認いただければと思います。

こちらは保護者に関しては、新中学校の部活動はどのような形態がよいですかというところで、全員参加か任意参加かというところをお伺いしたところと、あとは地域移行というところが現在話題としてありましたので、今現在でどのような意識を持っているかというところを確認させていただいた結果となっております。

それから児童については、こちらは新中学校の開校時に在籍する児童のほうにアンケートをさせていただきまして、今年度4年生から6年生の児童とさせていただきました。新中学校で

は部活動に参加したいですかという設問で、既存中学校にある部活は新中学校ではそのまま設定する予定でありますので、その部分をお示した上で、今の中学校にある部活に参加したいといった件数、回答した児童が一番多いという結果となりまして、それから入りたい部活があれば参加したいというところと、あとは部活には参加したくないという項目でアンケートをさせていただいております。

それで別紙5の2枚目のほうになるんですけども、こちらは今の中学校にある部活に参加したいを選んだ場合、①番のほうの設問に行くようになってございまして、一番運動部で多いのはソフトテニス部という結果となっております、それから文化部のほうではハンドメイド部というところが、今現在小牛田中学校にしかないんですが、入りたいというふうに回答をいただいた児童が一番多い結果となりました。この部活の部分は一応3つまで選べるようにしていただきましたので、1番は運動部で、2番目で文化部というような回答の方もいらっしゃいますので、そこの第1順位、第2順位にというところは考慮していない結果になっております。

それから、どんな部活があれば部活動に参加したいかというところで、これは入りたい部活があれば参加したいという項目を選んだ児童が記述式で回答するところになっております。つまり、こちらの意図とちょっと違う部分がございます、既存の部活動を回答した児童さんが一番多かったんですけども、それ以外には陸上部、あとはバドミントン部といったところが入りたい部活であるというところを確認させていただいたところです。

最後のほうになるんですけども、部活動に参加したくないを選んだ児童に関しては、その理由は何ですかというところで調査をさせていただきまして、一番多いのはほかにやりたいことがあるからという回答となっております。こちらについては、部活動の部分で意見交換等を行った際の参考資料として作成したものになりまして、まだ部活動については今後も継続して協議を行っていく予定でございます。

最後に、今後のスケジュールとしましては、代表者会の部分では校歌、校章について協議を進めていく予定です。総務検討部会については、事前交流、あとは運動着やかばん、あとは靴についての協議を進めていく予定でございます。P T A・通学検討部会については、今後は具体的な通学方法について引き続き協議を行っていく予定でございます。学校運営・教育課程検討部会については、引き続き教育目標、教育課程、それからいじめ、不登校対策であったり、部活動の部分について協議を行っていく予定でございます。

説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま新中学校の開校準備委員会の各部会ごとの説明をいただきました。これにつきましても今、決定事項もございますが、今後またいろいろ検討される部分も含めまして、皆様の12月会議での一般質問をぜひ受け付けたいと考えたいと思いますが、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）はい。では、伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 簡単に終わろうと思ったんですけども、では、1件だけ。中学校の制服候補なんですけれども、南郷庁舎見に行ったときに、メーカーとか金額とかそういったものも入っていたんです。今回、表示等がなかったんですけども、それっていうのは公表しているのかどうかお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） お答えさせていただきます。

金額であったりメーカーについては、ホームページのほうにも公開を今しているところでしたので、公表いただいても構いませんのでよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） では、続きまして何もないということの判断で12月会議でよろしく願いいたします。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、以上で町長からの説明及び意見を求める事項につきましては、終わりたいと思います。

執行部の皆さん大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後4時45分 休憩

---

午後4時47分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開をいたします。

4のその他に移りたいと思いますが、何か皆さんのほうから何かありますか。まずは。（「なし」の声あり）なしですか。はい。では、事務局からお願いいたします。

○事務局主事（佐藤理子君） それでは、事務局から3点御連絡させていただきます。

まず、1点目が令和3年度全国町村議会議員互助に係る互助配当金と旅行積立金の返還金をこの全員協議会終了後にお渡しいたします。本日お渡しいたします。お金を領収した際に署名をお願いしますので、その場でおかけのままお待ちください。

次に、2点目が議員積立金の中から毎月コーヒー代を徴収させていただいているんですけども、今年度支出が少ないことから11月分から徴収はいたしませんのでよろしく願いいたします。

最後に、令和5年度版のみやぎ手帳が12月23日まで発売されておりますので、料金は税込み

で600円で会計課と企画財政課で販売されておりますので、御希望の方は各自でお買い求めください。

以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。これについてはよろしいですね。（「はい」の声あり）

では、そのほか。局長お願いします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、佐藤主事のお金のほう渡していただきまして、これから12月会議なんです、12月会議に向けてちょっと議会事務局のほうで予算の補正、12月会議に向けてありますので事前にアナウンスしておきます。12月会議に一応債務負担行為を上げたいというふうに考えています。内容は、議会だよりの印刷業務です。こちらを令和5年、6年、2か年にわたりまして381万3,000円債務負担行為を計上する予定でございます。12月会議です。そのアナウンスさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 以上ですか。（「終わりです」の声あり）では、4番についてその他、以上とさせていただきたいと思います。

では、これで閉会にしたいと思いますので副議長お願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） 暗くなりました。多額の現金を持ち歩かないで早くおうちに帰ってくださいね。

今日は長時間ありがとうございました。お疲れさまです。

午後4時50分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月24日

美里町議会議長